

熊本県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。

平成30年10月17日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第58号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことができる地域等を制限し、及び少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に掲げる営業をいう。

(2) 性風俗特殊営業 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は同条第7項第1号に掲げる営業をいう。

(3) 風俗案内 有償又は無償で行う次のアからエまでのいずれかに掲げる行為（接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。）をいう。

ア 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報のうち次の(ア)から(カ)までのいずれかに掲げるものを提供する行為

(ア) 客が受けることができる接待（法第2条第3項の接待をいう。以下この号において同じ。）又は客が提供を受けることができる特殊役務（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下この号において同じ。）の内容

(イ) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項

(ウ) 客が接待又は特殊役務の提供を受けられることができる時間

(エ) 客がすることができる遊興又は飲食に関する事項

(オ) 客が支払うべき料金

(カ) 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者が(ア)から(オ)までのいずれかに掲げる事項について指定した条件に合致する接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業（法第2条第7項第1号に掲げる営業を除く。）

の営業所の名称、所在地若しくは電話番号その他の連絡先又は性風俗特殊営業（同号に掲げる営業に限る。）の呼称（法第31条の2第1項第2号の呼称をいう。）

	受付所（同項第7号の受付所をいう。以下この号において同じ。）の所在地若しくは客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先に関する情報
イ	接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等（代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）が指定する場所に送り届ける行為
ウ	接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供する行為
エ	接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
(4)	風俗案内業 風俗案内を行うための施設又は設備（以下「風俗案内所」という。）を設け、風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業をいう。
(5)	風俗案内業者 風俗案内業を行う者をいう。
	(届出)
第3条	風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内所ごとに、熊本県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会規則で定める日までに熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。
(1)	氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(2)	風俗案内所の名称及び所在地
(3)	風俗案内を行う接待風俗営業又は性風俗特殊営業（法第2条第6項第1号に掲げる営業に限る。第7条第2項及び第4項、第8条、第12条第1項及び第2項並びに第14条第2号、第6号及び第7号において同じ。）の別
(4)	第13条第1項の管理者の氏名及び住所
(5)	前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
2	前項の届出書を提出した者は、当該風俗案内業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあっては、風俗案内所の名称に限る。）に変更があったときは、公安委員会規則で定めるところにより、廃止又は変更に係る事項その他の公安委員会規則で定める事項を記載した届出書を公安委員会規則で定める日までに公安委員会に提出しなければならない。
3	第1項の届出書を提出した者は、当該届出書に記載した風俗案内所の所在地を変更しようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、前項の規定による当該届出

書に係る風俗案内業の廃止に係る事項を記載した届出書及び第1項の規定による新たな風俗案内所を利用する風俗案内業の開始に係る事項を記載した届出書を公安委員会規則で定める日までに公安委員会に提出しなければならない。

4 前3項の届出書（第2項及び前項の届出書にあっては、風俗案内業の廃止に係る事項を記載した届出書を除く。）には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

ア 第20条第1項第1号から第4号までに規定する罪

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項又は第4項の規定により適用する場合を含む。）に規定する罪

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）に規定する罪

エ 法第49条、第50条第1項第4号から第9号まで、第52条第1号又は第53条第1号若しくは第2号に規定する罪

オ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第6条に規定する罪

カ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第5条又は第6条に規定する罪

キ 熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）第15条、第16条（同条例第4条第1項から第3項まで又は第5条第1項、第2項若しくは第3項（第2号及び第4号を除く。）に係る部分に限る。）、第17条又は第18条に規定する罪

(3) 最近5年間に第16条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者

(5)	熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第30条の規定により公表（同条例第16条第2項、第17条第2項、第19条第1項から第3項まで又は第20条の規定に違反する行為に係る同条例第29条第1項の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合に行うものに限る。）をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過しない者
(6)	アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
(7)	未成年者（18歳未満の者でない未成年者で風俗案内業に関し成年者と同一の行為能力を有するものを除く。）
(8)	法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに第1号から第6号までのいずれかに該当する者を含むもの
	（名義貸しの禁止）
第5条	第3条第1項の届出書（同条第3項の届出書（新たな風俗案内所を利用する風俗案内業の開始に係る事項を記載した届出書に限る。）を含む。第7条第3項及び第4項において同じ。）を提出した者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を行わせてはならない。
	（特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内の禁止）
第6条	風俗案内業者は、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業（法第2条第6項第1号に掲げる営業を除く。）に係る風俗案内を行ってはならない。
	（特定の地域における風俗案内の禁止等）
第7条	風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、接待風俗営業に係る風俗案内を行ってはならない。
(1)	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
(2)	別表の第1欄に掲げる施設の敷地（当該施設の敷地の用に供すると決定した土地を含む。）から、同表の第2欄に掲げる風俗案内所が所在する地域に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める距離以内の地域
2	風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業に係る風俗案内を行ってはならない。
(1)	県内の全地域（熊本市中央区の区域のうち中央街の4番、6番、8番、10番及び11番の区域を除く。）

(2)	次に掲げる施設の敷地（当該施設の敷地の用に供すると決定した土地を含む。）
	の周囲200メートルの区域内の地域
ア	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
イ	児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条第1項に規定する児童相談所
ウ	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院
エ	社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項に規定する公民館
オ	図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
カ	官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設
キ	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
ク	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により設置された少年自然の家、青年の家及び青少年の家
ケ	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号の規定により設置された青少年交流の家
コ	更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所
サ	少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院
シ	少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所
3	第3条第1項の届出書を提出して第1項各号に掲げる地域以外の地域で接待風俗営業に係る風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）で同項第1号に掲げる地域が定められたこと又は別表の第1欄に掲げる施設が設置されたこと（当該施設の敷地の用に供する土地と決定されたことを含む。）により同項各号に掲げる地域で接待風俗営業に係る風俗案内を行うこととなったものについては、同項の規定は、適用しない。
4	第3条第1項の届出書を提出して第2項各号に掲げる地域以外の地域で性風俗特殊営業に係る風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）で同項第2号アからシまでに掲げる施設が設置されたこと（当該施設の敷地の用に供する土地と決定されたことを含む。）により同号に掲げる地域で性風俗特殊営業に係る風俗案内を行うこととなったものについては、同項の規定は、適用しない。 （無許可等風俗営業等に係る風俗案内の禁止）
第8条	風俗案内業者は、法第3条第1項、第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の規定に違反して営まれている接待風俗営業又は法第27条第1項の規定に違反して営まれている性風俗特殊営業に係る風俗案内を行ってはならない。

(少年の業務従事禁止等)

第9条 風俗案内業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 風俗案内所において18歳未満の者を当該風俗案内業に係る業務に従事させること。

(2) 18歳未満の者に風俗案内所を利用させること。

(従業者名簿)

第10条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該風俗案内所において風俗案内業に係る業務に従事する従業者の氏名及び住所その他公安委員会規則で定める事項を記載し、当該従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで当該従業者に係る従業者名簿を保存しなければならない。

(生年月日の確認等)

第11条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日について、公安委員会規則で定める方法により、確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、当該確認をした従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで当該確認に係る記録を保存しなければならない。

(許可等の確認等)

第12条 風俗案内業者は、接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る風俗案内を行おうとするときは、あらかじめ当該風俗案内の対象となる接待風俗営業を営む者が法第3条第1項の許可若しくは第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認を受けていること又は当該風俗案内の対象となる性風俗特殊営業を営む者が法第27条第4項に規定する書面を交付されていることを確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所の名称、当該営業所の営業を営む者の氏名その他公安委員会規則で定める事項を記載した帳簿（以下この項及び第22条第5号において「風俗営業等確認簿」という。）を備え、当該営業所の営業に係る風俗案内を行わないこととした日から起算して3年を経過する日まで風俗営業等確認簿を保存しなければならない。

(管理者)

第13条 風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第4項に規定する業務を行う者として管理者1人を選任しなければならない。

2 風俗案内業者は、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から14

	日以内に新たな管理者を選任しなければならない。
3	次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。
	(1) 第4条第1号から第6号までのいずれかに該当する者
	(2) 未成年者
4	管理者は、当該風俗案内所における業務の実施に関し、風俗案内業者又はその代理人等に対し、これらの者がこの条例の規定を遵守してその業務を実施するために必要な助言又は指導を行い、その他当該風俗案内所における業務の適正な実施を確保するために必要な業務で公安委員会規則で定めるものを行うものとする。
	(風俗案内業者の遵守事項)
第14条	風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
	(1) 午前0時(次に掲げる日の区分に応じそれぞれに定める地域にあっては、午前1時)から午前6時までの時間において接待風俗営業に係る風俗案内を行わないこと。
	ア 7月14日から7月16日までの日 県内の全地域
	イ 8月14日から8月16日までの日 県内の全地域
	ウ 12月20日から翌年の1月8日までの日 県内の全地域
	エ アからウまでに掲げる日以外の日で公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域及び当該地域以外の地域でオに掲げる地域
	オ アからエまでに掲げる日以外の日 次に掲げる地域
	(オ) 熊本市中央区の区域のうち下通一丁目、下通二丁目、新市街の1番から13番まで、中央街の1番、2番及び4番から12番まで、花畑町の9番から13番まで、手取本町の2番から8番まで並びに安政町の1番から3番まで及び5番から7番までの区域
	(イ) 八代市の区域のうち本町一丁目の1番から7番まで、10番から12番まで及び13番(公安委員会規則で定める区域を除く。)並びに袋町の3番及び4番の区域
	(2) 午前0時から午前6時までの時間において性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。
	(3) 風俗案内所の周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせないこと。
	(4) 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、
	アに掲げる物品若しくはイに掲げる記号を表示し、又は当該物品若しくは当該記号を表示した物品を掲出し、若しくは配置しないこと。
	ア 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業において提供される役務若しくは当該役務

に従事する者が表され、又は当該者を連想させる写真、雑誌、図画その他の物品で
公安委員会規則で定める基準に該当するもの

イ 性的感情を刺激するものとして公安委員会規則で定める基準に該当する文字その
他の記号

(5) 18歳未満の者が風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案内所の入口そ
の他の公衆の目につきやすい場所に表示すること。

(6) 卑わいな行為が行われていることを告げ、又は当該行為が行われていると思わせ
る方法で、接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わないこと。

(7) 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に関する情報を客に提供することを委託す
る契約を締結させ、又は当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、
人を威迫して困惑させないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、風俗案内所の周辺における清浄な風俗環境を害する
おそれのある方法で風俗案内を行わないこと。

(指示)

第15条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人等が、風俗案内業に関し、この条
例の規定に違反した場合において、清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障
害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗案内業者に対し、清浄な風俗環境を
害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な指示をす
ることができる。

(風俗案内業の停止等)

第16条 公安委員会は、風俗案内業者若しくはその代理人等が、風俗案内業に関し、こ
の条例の規定に違反した場合において、著しく清浄な風俗環境を害し、若しくは著しく
少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗案内業者が前条
の指示に従わなかったときは、当該風俗案内業者に対し、6月を超えない範囲内で期間
を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が次の各号のいずれかに該当
することが判明したときは、当該風俗案内業者に対し、前項の規定による停止の命令に
代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

(1) 第4条の規定に違反していること。

(2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反していること。

(聴聞の特例)

第17条 公安委員会は、前条第1項又は第2項の規定による命令をしようとするときは、
熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第13条第1項の規定による意見
陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、熊本県行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 公安委員会は、前項の通知を熊本県行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 第1項の聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。
(調査)

第18条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、風俗案内業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、当該風俗案内業者は、当該求められた報告をし、又は資料を提出しなければならない。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、風俗案内業者又はその代理人等は、当該立ち入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反した者

(2) 第6条の規定に違反した者

(3) 第7条第1項又は第2項の規定に違反した者

(4) 第9条の規定に違反した者

(5) 第16条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

2 第9条第1号に掲げる行為をした者は、当該18歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の届出書を提出しないで風俗案内業を行った者
- (2) 第3条第1項の届出書又は当該届出書に係る同条第4項に規定する添付書類であつて虚偽の事項を記載したものを提出した者
- (3) 第3条第2項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第4項に規定する添付書類であつて虚偽の事項を記載したものを提出した者
- (4) 第3条第3項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第4項に規定する添付書類であつて虚偽の事項を記載したものを提出した者

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかつた者
- (2) 第11条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条第2項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- (4) 第12条第1項の規定に違反した者
- (5) 第12条第2項の規定に違反して、風俗営業等確認簿を備えず、これに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又はこれを保存しなかつた者
- (6) 第18条第1項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (7) 第18条第2項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
(両罰規定)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第20条第1項又は前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「風俗案内業を行おうとする者」とあるのは「風俗案内を行っている風俗案内業者」と、「公安委員会規則で定める日までに」とあるのは「平成31年4月30日までに」とする。

- 3 この条例の施行の際現に第7条第1項又は第2項に掲げるいずれかの地域で風俗案内を行っている風俗案内業者（第4条各号のいずれかに該当するものを除く。）については、平成31年4月30日までの間は、第7条第1項又は第2項の規定は、適用しない。
- 4 前項の風俗案内業者で平成31年4月30日までの間に当該風俗案内業に係る第3条第1項の届出書を提出したものについては、同年9月30日までの間は、第7条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

別表（第7条関係）

施設	風俗案内所が所在する地域	距離
学校（学校教育法第1条に規定するもの（大学及び幼稚園を除く。）をいう。）	第1種地域	50メートル
	第2種地域	70メートル
	第3種地域	100メートル
病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。ただし、商業地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。以下この表において同じ。）にあるものを除く。）又は診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち10人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。ただし、商業地域にあるものを除く。）	第3種地域	50メートル
備考		
1	「第1種地域」とは、第14条第1号オに掲げる地域をいう。	
2	「第2種地域」とは、商業地域（第1種地域に該当する地域を除く。）をいう。	
3	「第3種地域」とは、県内の全地域から第1種地域及び第2種地域を除いた地域をいう。	